

恒久平和主義が危ない！

集団的自衛権の行使容認は、「戦争する国」への道

◆集団的自衛権の行使容認は 平和主義、立憲主義の否定

安倍政権は、憲法が禁じる集団的自衛権の行使を憲法解釈の変更で容認しようとしています。憲法がめざす恒久平和主義を、解釈によって放棄してしまうことに他なりません。この国の形を180度転換させる変更は、内閣の一存でできるものではありません。憲法の根幹にかかわる変更は憲法改正手続きによってこそ進められるべきものなのです。

選挙に勝てば憲法解釈を変更できるとする安倍首相の考えは、憲法が国民の自由や権利を守るために政府を縛る規範であるという「立憲主義」をも否定するものです。

◆憲法が禁じる集団的自衛権の 行使とは？

集団的自衛権とは、自国と密接な関係にある国に対する武力攻撃を、自国が攻撃されていないにもかかわらず、実力をもって阻止する権利とされています。

米国に追随する日本にとっては、イラク戦争やアフガニスタン戦争のように、同盟国であるアメリカが勝手におこした侵略戦争に加担し、海外で武力行使し、一緒に戦争を行うことになるということです。「限定して容認」といっても、基準は明確ではなく、戦争に加担する本質は何ら変わりません。

◆平和主義の誓い…

「持っているが使わない」

歴代自民党政権下においても、「憲法の番人」とされる内閣法制局は、集団的自衛権の行使について「権利は有するが、行使は憲法上許されない」との見解を示し、海外における武力行使の歯止めとなってきました。しかも、「不利益はない」とも強調してきたのです。いわば「持っているけれども、使わない、困ることもない」という考え方です。

戦争放棄、戦力不保持、交戦権の否認を規定する

憲法が禁じる「集団的自衛権の行使」 歴代内閣の見解

「国際法上、国家は、集団的自衛権、すなわち自国と密接な関係にある外国に対する武力攻撃を、自国が直接攻撃されていないにもかかわらず、実力を持って阻止する権利を有しているものとされている。

我が国が、国際法上、このような集団的自衛権を有していることは、主権国家である以上、当然であるが、憲法第9条の下において許容されている自衛権の行使は、わが国を防衛するため必要最小限度の範囲にとどまるべきものであると解しており、集団的自衛権を行使することは、その範囲を超えるものであって、憲法上許されないと解している。

なお、我が国は、自衛権の行使にあたっては、わが国を防衛するため必要最小限度の実力を行使することを旨としているのであるから、集団的自衛権の行使が憲法上許されないことによって不利益が生じるというようなものではない」（1981年政府答弁書）

憲法9条があるから行使できないという、日本国民の平和への決意なのです。

◆戦争させない世論を力に！

アメリカが戦争を仕掛けたイラクやアフガニスタンに平和が訪れたでしょうか。答えはノーです。武力によって平和をつくることはできません。貧困や差別を火種とする地域紛争を解決する道は、国際的な人道的経済支援と徹底した平和外交の展開しかないのです。

「戦争をする国」にしないため、集団的自衛権の行使にNO！の声を！

武力で平和はつukれない！

9条キャンペーン

私たちは9条をえらびます。 <http://www.peace-forum.com>

9条キャンペーン事務局：平和フォーラム内 Tel 03-5289-8222

長野県護憲連合



「死の商人」にならない

武器輸出三原則の堅持を

◆防衛装備移転三原則は 国是の転換

政府は4月1日の閣議で、従来の武器輸出三原則に代わる新たな「防衛装備移転三原則」を決定しました。①紛争当事国でなく国連決議に違反しない、②日本の安全保障に資する、③移転先での適正な管理が確保される、ことなど武器輸出に関する条件を定めるものですが、事実上、武器輸出を自粛してきた国是の転換であり、断じて認められません。

◆武器輸出禁止こそが国是

日本は1967年に当時の佐藤栄作内閣が、①共産国、②国連安保理決議で禁止されている国、③紛争当事国やその恐れのある国、への輸出を禁じたことにはじまり、1976年に三木武夫内閣がこれを拡大し事実上の禁輸としました。

この「武器輸出三原則」は「非核三原則」とともに、長年の国会論戦や国民的議論の中で定着し、平和国家として「死の商人」にはならないという、我が国の平和主義を具現化する基本政策となってきたのです。

◆形骸化する輸出禁止

近年は兵器の共同開発等に関連して、官房長官談話によって個別に例外を認める例外措置が拡大され武器輸出三原則の形骸化が懸念されてき

ましたが、国際紛争を助長させない縛りとして一定の役割を果たしてきました。新原則によって輸出を例外とする従来の方針が、輸出禁止を例外的な扱いとするものに180度転換されることとなります。例外を増やしてなし崩しで骨抜きにした揚げ句、現状に合わせてルールを緩めるなどという手法はとうてい許されるものではありません。

◆戦争加担への道

新原則について政府は、厳格な審査や透明性の確保を強調していますが、武器や技術の輸出によって結果として紛争を助長したり、紛争に加担したりする不安がぬぐえません。

また、間接的な紛争加担が日本への敵意を生みだし、海外で活動する日本人が危険にさらされる事態にもつながりかねません。

武器輸出によって防衛産業が肥大化し政治と一体化する、米国における「軍産複合体」のような力が生まれる可能性もあります。

◆「死の商人」にならない

世界中に武器を売る「死の商人」となる道が、戦争を放棄した平和国家・日本の進むべき道とはとうてい考えられません。

私たちは、安倍内閣による新「防衛装備移転三原則」の閣議決定に強く抗議し、武器禁輸の徹底を強く求めます。

日本国憲法 第二章 戦争の放棄

第九条 戦争放棄、軍備及び交戦権の否認

- 一 日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。
- 二 前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。